



国道8号 新潟県糸魚川市 市振地内

洞門補修工事に伴う終日片交のお知らせ

国道8号 糸魚川市 市振地内において、洞門補修工事のため下記の期間中、**終日片側交互通行**を実施します。ご協力をお願いいたします。

いといがわ いちぶり さんだんだきどうもん

1. 規制箇所 国道8号 新潟県糸魚川市 市振地内(三段滝洞門) 規制延長120m
2. 規制内容 平成29年6月1日(木)～平成29年7月19日(水) 約1.5ヶ月間
上記期間におきまして、臨時信号機により終日片側交互通行作業を行ないます。(車道幅=0.50m～3.25m～0.50m) 1車線
3. その他 車の迂回路はありません。
お急ぎの方は北陸自動車道をご利用願います。



◎お問い合わせ先

国土交通省 高田河川国道事務所
 " 糸魚川国道維持出張所
 新潟県 糸魚川警察署
 日本道路交通情報センター

TEL 025-523-3136
 TEL 025-552-0921
 TEL 025-552-0110
 TEL 050-3369-6615